

議案第 3 3 号

岩倉市都市計画税条例の一部改正について

岩倉市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 3 月 2 5 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市都市計画税条例の一部を改正する条例

岩倉市都市計画税条例（昭和46年岩倉市条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「100分の5」を「100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」に改める。

附則第14項中「附則第5項」を「附則第4項、第5項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。